

オープンカウンター方式による見積合せの手引き

オープンカウンター方式とは、物品の購入及び印刷の請負の見積合せを行う際に、その案件の仕様書等をホームページで公開し、参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方法です。

つまり、参加要件を満たしていれば、どなたでも見積合せに参加することが可能です。

流れは以下の3ステップ

STEP1

所沢市のホームページに見積合せの案件が公開されたら、内容をチェックし、参加が可能な案件の見積書を作成する。

STEP2

作成した見積書を、指定された期日までに市役所4階契約課へ提出。

STEP3

所沢市のホームページに見積合せの結果が公開されるので、決定者となっていた場合には請書を提出し、契約を行う。



所沢市イメージマスコット

トコロん

次のページから具体的な内容について説明します。

1 対象案件

オープンカウンター方式の対象とする案件は、契約課が行う物品の購入及び印刷の請負で、予定価格が次に掲げるものが対象になります。

- (1) 物品の購入
10万円以上150万円以下のもの
- (2) 印刷の請負
10万円以上200万円以下のもの

2 参加資格

オープンカウンター方式による見積合せに参加できる方は、次に掲げる要件を全て満たしている方となります。

- (1) 所沢市競争入札参加資格者名簿（以下「参加者名簿」という。）に登載されていること。
- (2) 案件公開から見積書提出期限までの間において、市から所沢市建設工事等の有資格者に関する入札参加停止等措置要綱（平成20年4月1日施行）に基づく入札参加停止又は所沢市建設工事等暴力団排除措置要綱（平成8年7月18日施行）に基づく入札参加除外の措置を受けている期間が存在しないこと。
- (3) 前各号に規定するもののほか、市長は、対象案件ごとに必要な参加資格要件を定めることができる。

地域要件について

オープンカウンター方式による見積合せの案件には地域要件が定められています。地域要件とは、オープンカウンター方式による見積合せに参加できる者を、前項のほか以下の四つの項目に定めるもので、各案件の仕様書の地域要件欄に記載されている区分の者がその案件に参加することができます。

- (1) 市内業者 市内に本店を有する有資格者
- (2) 準市内業者 市内に契約権限を有する支店等を有する有資格者
- (3) 県内業者 本店又は契約権限を有する支店等を県内に有する有資格者で、市内業者又は準市内業者でないもの
- (4) 県外業者 本店又は契約権限を有する支店等を県外に有する有資格者

3 オープンカウンター方式による見積合せの日程

オープンカウンター方式による見積合せの実施時期については、オープンカウンター予定表に基づき案件公開日に、案件を所沢市のホームページ上に公開します。見積書は見積書提出期限までに提出してください。（時間厳守）

なお、対象案件が無い場合は、公開はありません。

また、祝祭日等により日程が前後することがございますので、オープンカウンター予定表をご確認ください。

4 見積の方法

オープンカウンター方式による見積合せを行う各案件の仕様書や参加要件等をご確認のうえ、参加を希望する案件の見積書を見積書提出期限までに市役所4階契約課までご提出ください。

見積書に記載いただく金額については、原則見積った金額から消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額をご記入ください。

なお、見積書を提出する際には封筒に入れて糊付けをし、封筒の表面に参加する「**案件名・案件番号・業者名**」を記入してご提出ください。

また、1度提出をした見積書の書換え、引換え又は撤回は認めません。

5 無効となる見積書について

以下の項目に該当する見積書は無効となります。

- (1) 参加資格要件を満たさない者が提出した見積書
- (2) 見積者の記名押印のない見積書又は押印された印影が明らかでない見積書
- (3) 金額を訂正した見積書
- (4) 金額以外の記載事項を訂正した場合において、その訂正の押印のない見積書
- (5) 記載すべき事項の記入のない見積書又は記入した事項が明らかでない見積書
- (6) 明らかに連合によると認められる見積書
- (7) 同一の案件について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者がした見積書
- (8) 同一の案件に対して2以上の意思表示をした見積書
- (9) その他オープンカウンター方式に関する要件に違反した見積書

6 案件に対する質疑について

参加を希望する案件について質疑がある場合には、仕様書に記載の質疑書提出期限までに発注課又は契約課まで、案件番号と案件名を明記したうえで質疑書をご提出ください。回答は、質疑書提出期限の当日中に所沢市のホームページに公開します。

7 同等品の選定について

仕様書の同等品の可否欄に「可」の文字が記載されている物品は、同等品での見積りを行うことが可能です。

同等品を選定する場合には、同等品選定期限までに同等品承認申請書と、選定する同等品の規格や詳細がわかるカタログ等を発注課まで提出し、承認を受けてから見積るようにしてください。

同等品の承認を受けた場合には、見積書と一緒に同等品承認申請書の写しを封筒に入れてご提出ください。

なお、承認を受けていない同等品での見積は無効となります。

8 契約の相手方の決定について

- (1) 有効な見積書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積をした者を契約の相手方として決定します。
- (2) 最低の価格をもって見積をした者が2者以上あるとき
最低の価格をもって見積をした者が2者以上ある時は、見積書提出期限の翌日に契約課窓口にてくじ引きを行い、業者を決定します。
(来庁が難しい場合は代理人をたて、くじ引きを行います。)
- (3) 予定価格の制限の範囲内の見積書の提出が無かった場合
予定価格の制限の範囲内の見積書の提出が無かった場合は、最低の価格をもって有効な見積書を提出した者と随意契約の協議を行います。
なお、最低の価格をもって有効な見積書を提出した者と協議をした結果、決定に至らなかった場合には、次点の者と協議を行います。
- (4) 見積書の提出が無かった場合
見積書の提出が無かった案件については不調となります。
この場合につきましては、従来通り指名による見積合せまたは、仕様等を変更のうえ再度オープンカウンター方式による見積合せを行います。

9 見積結果の公表

オープンカウンター方式による見積合せの結果については、原則見積書提出期限の翌日午後5時に所沢市のホームページに公開します。（電話での結果の問い合わせは受け付けませんのであらかじめご了承ください）

契約の相手方となる者については、速やかに請書を作成し、発注課まで提出をお願いします。

10 オープンカウンター方式による見積合せの資料及び様式

オープンカウンター方式による見積合せに関する資料や様式は所沢市ホームページに掲載しています。

所沢市ホームページ>市政を身近に>事業者のみなさまへ>入札・契約（上下水道局を除く）>オープンカウンター方式による見積合せについて

(<https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/shiseijoho/jigyo/nyusatu/bupin01.html>)

令和7年10月
所沢市総務部契約課

住所：所沢市並木一丁目1番地の1

TEL：04-2998-9058 FAX：04-2998-9056